

平成29年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会

次 第

日時：平成29年 8月24日（木）
13：30～16：00

場所：県庁本館4階
広島海区漁業調整委員会委員室

- 1 食品生活衛生課長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 県の動物愛護管理業務のあり方について
 - (2) 動物愛護センターの機能のあり方について
 - (3) その他

出席者名簿

区 分	所 属	役職名	氏 名
1 学識経験者	広島都市学園大学健康科学部	教 授	田 丸 政 男
	広島市安佐動物公園元園長 (帝京科学大学元教授)		福 本 幸 夫
2 獣医師会	公益社団法人広島県獣医師会	常 務 理 事	寺 川 康 彦
3 関係業界団体	広島県ペットショップ連合会	会 長	沖 本 秀 和
4 動物愛護団体	公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支所	支 所 長	宮 崎 誠
5 研究機関	広島県立総合技術研究所保健環境センター	センター長	伊 豫 浩 司
6 地域住民	一般財団法人広島県環境保健協会 地域活動支援センター	事 務 局 長	栢 木 稔 (代理出席)
7 関係行政機関	広島県健康福祉局食品生活衛生課	課 長	松 岡 俊 彦
	広島県動物愛護センター	所 長	富 永 健
	広島市動物管理センター	所 長	鈴 木 裕 子
	呉市動物愛護センター	所 長	佐 々 木 一 隆
	福山市動物愛護センター	所 長	古 賀 聖 得

平成29年度第2回広島県動物愛護管理推進協議会

1	県の動物愛護管理業務の課題と今後の取組案	1
2	今後の具体的取組方針案	2
3	動物愛護管理に係る調査結果について	5
4	参考資料	
(1)	どうぶつ愛護のつどいについて	9
(2)	動物愛護教室について	12
(3)	譲渡講習会について	14
(4)	野良犬の捕獲について	16
(5)	地域猫活動の推進について	17
(6)	野良犬・野良猫対策事業補助金交付制度について	19
(7)	犬・猫の引取りについて	20
(8)	譲渡犬猫・迷い犬猫のHPへの写真掲載	21

県の動物愛護管理業務の課題と今後の取組案

課題	要因	今後の取組み		
		■：現在実施している取組，□：新たな取組		
動物愛護と適正飼養の考え方が県民に十分浸透していない	○動物愛護と適正飼養に関する教育の機会が不足している	動物愛護教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ どうぶつ愛護のつどいの充実 ■ 動物愛護教室の充実 □ ボランティアとの連携強化 ■ 適正飼養指導の実施 ※ ■ 飼育講習会の開催 ■ しつけ方教室の開催 □ 幅広い動物愛護教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・管内市町を巡回し、開催地の市町と共催で実施 ・年齢に応じた動物愛護教育の実施（現在は訪問して実施） ～小学校低学年：ふれあい中心の教育 小学校中学年～：命の教育 ・イベント、動物愛護教育の実施にあたり、ボランティアとの連携を強化する。 ・苦情（鳴き声、放し飼い）等に基づき、現地指導を実施 ※多くの飼主に適正飼養指導が実施できるよう、飼主が動物を連れて遊びに訪れることができる施設への転換 ・譲受希望者を対象に、飼育講習会を実施 （動物愛護センターから譲渡を受ける者以外についても受講可能） ・動物愛護センターにおける定期的な開催 ・イベント等における開催 ・広く県民に対して動物愛護教育を実施できるよう、多くの県民が訪れる、明るくて楽しい雰囲気の施設への転換 	
犬猫の収容頭数が多い（大部分が野良犬猫）	○次の理由などにより、各地で野良犬猫が繁殖し、多数産み出されている ・飼犬猫が適正に飼育されていない（遺棄、不妊去勢をせず外飼いや放し飼い） ・野良犬猫に無責任に餌を与える者がいる		収容頭数の削減対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動物愛護センターによる野良犬の捕獲 ■ 市町・地域住民との協働による野良犬対策 ■ 地域猫活動推進 ■ 市町への補助金交付 □ マイクロチップ装着の推進 □ 不妊去勢手術の促進強化 □ 無責任なエサやり対策の推進 ■ 全ての引取に相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づいて実施 ・市町及び住民からの犬の生息情報及び苦情に基づき、計画的に実施 ・野良犬の生息場所に保護機を設置 ※地域の協力が必要（保護機の管理、エサをやらない等） ・ガイドライン（H27.11策定）に基づく地域猫活動について、地域猫不妊手術を無料で実施（200頭） ・野良犬猫対策への補助を実施（200千円×20市町） ・普及促進の実施について検討 ・普及促進の実施について検討 ・無責任ではないエサやりに変えていくような啓発の実施 ・所有者の判明しない犬猫の引取依頼に対する窓口指導 ・野良犬猫の生息状況や、エサやりの状況等を把握し、対策を検討
	○飼犬猫の適正飼養，終生飼養が徹底されていない			飼犬猫対策
譲渡される犬猫が少ない（殺処分対象の犬猫を引き渡している団体への引き渡しを除く）	○動物愛護センターにおける収容犬猫の十分な管理（健康管理等）ができていない ○団体譲渡登録をしている団体が活動しやすい状況になっていない ○譲渡希望者が愛護センターに来所しにくい状況がある		返還譲渡促進	<ul style="list-style-type: none"> □ 収容した犬猫の健康管理・感染症予防の強化 ■ 個人への譲渡 □ 譲渡犬猫の不妊去勢手術実施 □ 譲渡動物の効果的な展示 ■ 団体への譲渡 □ 登録団体等の範囲拡大 ■ 収容動物の具体的情報のHPへの掲載 □ 団体等の活動周知協力 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を含めた適切な健康管理の実施 ・管内外を問わず、収容犬猫の譲渡を実施 ・実施方法について検討 ・多くの県民が見学に訪れ、1頭でも多くの譲渡が行われるよう、効果的な展示ができる施設を検討 ・管内外を問わず、登録団体への収容犬猫の譲渡を実施 ※登録団体：24団体（H29.3.31現在） ・団体登録可能な施設（ペットショップ等）を抽出し、協力を依頼 ・譲渡犬猫、迷い犬猫の写真掲載 ・団体等が行う譲渡会情報のHPへの掲載

※動物の愛護及び管理に関する法律に基づく、動物取扱業及び特定動物飼養施設に係る監視指導を含む。

今後の具体的取組方針案

	今後の取組み ■：現在実施している取組，□：新たな取組	現状（県動物愛護センター）	対応方針案
動物愛護教育の強化	■ どうぶつ愛護のつどいの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・動愛法第4条に規定されている「動物愛護週間」に行う行事 ・動物愛護センター（業務）を県内全域に認知してもらうため、開設当初から管内市町を巡回し、開催地市町と共催で実施（年1回） ※既に管内の全市町で実施し、動物愛護センターの行事として県民に一定程度認知されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの県民が参加したくなる行事内容・開催場所の検討
	■ 動物愛護教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センター開設当初から「ふれあい動物愛護教室（小学校低学年以下対象）」を出張方式で実施してきており、開設当初から人気があり現在も申込が殺到する状況である ・平成22年度から「命を考える動物愛護教室（小学校中学年以上対象）」を出張方式で実施している。「ふれあい動物愛護教室」と比較すると申込は少ないが、啓発効果は高いと考えられる ・H28実績 ふれあい動物愛護教室 59回（3,224人） ※主に希望施設を訪問して実施している。 ※需要が多く、全ての依頼には対応できていない。 命を考える動物愛護教室 15回（852人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい動物愛護教室 来所型のふれあい動物教室の拡充を検討するとともに、「動物愛護」「適正飼養」の啓発効果を上げるため、対象年齢や内容を見直すことを検討 ・命を考える動物愛護教室（啓発効果が高い）積極的に参加募集しながら、継続して実施
	□ ボランティアとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・どうぶつ愛護のつどい等、イベントでの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携して行う業務の拡充について検討
	■ 適正飼養指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等に基づき、現地指導を実施（鳴き声、放し飼い苦情等） 	<継続>
	■ 飼育講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターで譲渡を受ける者を対象に、「動物愛護」と「適正飼養」の教育を実施 ・動物愛護センターで譲渡を受ける者でも受講可能としているが、実際の申込は少ない ・H28実績 157回（693人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも受講可能であることを積極的に広報
	■ しつけ方教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護センターにおいて定期的に開催するとともに、どうぶつ愛護のつどい等のイベント開催時にも実施している。 ・しつけ方の基本を教育しており、しつけ不足による飼育放棄の防止だけでなく、「動物愛護」と「適正飼養」の教育ができる機会となっている ・H28実績 12回（88人） 	<継続>
	□ 幅広い動物愛護教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するため、動物が好きな者だけでなく、嫌いな者、興味のない者に向けて「動物愛護精神」を啓発していく必要があることから、著名人を招いた動物愛護イベントの開催、ツイッター・フェイスブックの活用、アストロビジョン（マツダスタジアム）の活用等に取組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護教育の機会を増やすため、来所者の増加を図る。

今後の取組み ■：現在実施している取組，□：新たな取組		現状（県動物愛護センター）	対応方針案	
収容頭数の削減対策	野良犬猫対策	<ul style="list-style-type: none"> ■動物愛護センターによる野良犬の捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づいて実施 ・市町及び住民からの犬の生息情報及び苦情に基づき、計画的に実施 ・針金，吹矢，麻酔銃を状況により使い分けているが，「交通量の多いところでは作業できない」，「近くの山に逃げる」等捕獲には限界がある。捕獲が困難な時は地域住民に保護機の設置を勧めている。 ・H28 保護頭数 122 頭 	<継続>
	<ul style="list-style-type: none"> ■市町・地域住民との協働による野良犬対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・野良犬の生息場所に保護機を設置 ※地域の協力が必要（保護機の管理，エサをやらない等） ※地域住民への教育効果も期待できる 	<継続>	
	<ul style="list-style-type: none"> ■地域猫活動推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・法の付帯決議や指針で国も推奨している。 ・ガイドラインに基づく地域猫活動について，地域猫の不妊去勢手術を無料で実施している ・H28 実績 ガイドラインに基づく地域猫活動の承認（H28 実績 16 箇所） 承認地区の地域猫不妊手術を無料で実施（H28 実績 100 頭） 	<継続>	
	<ul style="list-style-type: none"> ■市町への補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・「野良対策の普及啓発（広報誌への掲載等）」等の野良犬・野良猫対策に取り組む市町へ補助金を交付（上限 200 千円×20 市町） ・H28 実績 1,775,928 円（11 市町） 	<ul style="list-style-type: none"> <継続> ・補助金の有効活用について，市町に広報 	
	<ul style="list-style-type: none"> □マイクロチップ装着の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会での説明，啓発資料の配布等 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に係る環境省での検討の動向を参考にしながら，普及啓発の方法について検討 	
	<ul style="list-style-type: none"> □不妊去勢手術の促進強化 □無責任なエサやり対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会での説明，啓発資料の配布等 ・苦情等に基づく個別指導 ※無責任に餌だけを与えるのではなく，管理をする，地域住民の理解を得るなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な促進方法について検討 ・個別指導内容の集積及び，効果的な対策について検討 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■全ての引取に相談対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時定点引取を廃止（H26.3 月末）して，動物愛護センター職員が全ての引取に相談対応できる体制に転換して，所有者の判明しない犬猫の引取依頼に対応 ※時間と労力を要するが引取希望者と直接話をするため，引取数削減や動物愛護教育の効果は高い ・野良犬の棲家や無責任にエサを与える者等の情報を収集し，野良犬・野良猫対策に役立てている ※相談者がエサをやっている場合もある 	<継続>	
	飼犬猫対策	<ul style="list-style-type: none"> ■引取手数料の徴収 ■引取拒否規定の適正な運用 □多頭飼育者の届出制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・生後 91 日未満 400 円，生後 91 日以上 2,000 円（H23～） ・所有者からの引取相談に対する窓口指導 ・H28 引取拒否説諭 56 件 	<ul style="list-style-type: none"> <継続> <継続> ※真にやむを得ない場合のみの引取りを徹底。 ・多頭飼育による問題の発生状況等を基に，規制の要否を検討する。

今後の取組み ■：現在実施している取組，□：新たな取組		現状（県動物愛護センター）	対応方針案
返還譲渡促進	□収容した犬猫の健康管理・感染症予防の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、ワクチン接種，駆虫薬投与，検便等ソフト面での対応に重点的に取り組んでいる ・個別収容施設がないため，必要な場合は職員の手作業で群管理の犬舎を応急的に区画して収容している ・飼養施設の薬剤及び熱湯消毒 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理，感染症の予防及び発生時の拡大防止対策の強化 ※返還譲渡促進だけではなく，動物愛護の観点からも強化が必要
	■個人への譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・管内外を問わず，収容犬猫の譲渡を実施 ・H18からは成犬・成猫，H26からは管外希望者への譲渡を実施している。 ・H28実績 犬 155 頭，猫 98 頭 	<継続>
	□譲渡犬猫の不妊去勢手術実施		<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法（対象を含む）について検討
	□譲渡動物の効果的な展示		<ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民が見学に訪れ，1頭でも多くの譲渡が行われるよう，効果的な展示方法を検討
	■団体への譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団体への収容犬猫の譲渡を実施（H21） ※H28.4月から殺処分対象の犬，H28.8月から猫を全頭引渡している。 ・H28実績 犬 1,282 頭，猫 551 頭（登録 24 団体） 	<継続>
	□登録団体等の範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・範囲は限定していないが，動物愛護団体等が登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物関連業種（ペットショップ等）の団体登録が進むよう，制度の周知を徹底
	■収容動物の具体的情報のHPへの掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・H22.12月より譲渡用犬猫の写真，H23.1月より迷い犬猫の写真をHPに掲載している。 	<継続>
□団体等の活動周知協力		<ul style="list-style-type: none"> ・団体等の意向を確認し，可能な活動周知協力の範囲について検討 	

動物愛護管理に係る調査結果（概要）について

(1) 海外調査結果

調査目的：動物愛護管理に係る海外調査を行い、今後の県の業務のあり方を検討するための材料とする。

調査対象：調査対象国（米国、英国、ドイツ）の行政機関、民間の動物愛護団体等

調査方法：インターネット、文献、電話等による調査の他、調査対象国の保護施設（11 か所）等の現地調査を実施した。

調査期間：平成 29 年 6 月 7 日（水）～8 月 10 日（木）

概要	犬猫の飼育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・犬は散歩、外出時以外は基本的に室内飼いが多い。猫は居住環境により異なるが屋内と外と両方を自由に行き来させている飼主が多い。 ・飼えなくなった犬猫の処遇は次のとおり。行政による引取も愛護団体による引取も有料である。動物病院での安楽死は病気、危険犬種等特別な場合のみである。 ①行政による引取（ドイツにはない）②動物愛護団体による引取③動物病院での安楽死
	野良犬・野良猫の実態と対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米国・英国には野良犬・野良猫がおり、特に野良猫は多い。ドイツには野良犬はいないとされているが、野良猫は 200 万頭いると推定される。 ・野良犬・野良猫は行政による捕獲の他、民間レスキュー団体等によっても捕獲される。 ・ドイツ連邦狩猟法では、狩猟区域内で居住用建物から一定以上離れた場所にいる犬猫は狩猟対象となり、野良犬・野良猫は合法に殺傷や捕獲を行うことができる。
	行政と民間の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・全米人道協会（HSUS）※1、王立動物虐待防止協会（RSPCA）※2、ドイツ動物保護連盟※3 をはじめ、米国・英国・ドイツには規模の大きな民間団体が多数あり、民間団体が動物愛護に関する活動の主体となっている。 ・行政は、基本的にルール作り等、法規制の整備を行っている。地域の保護施設（シェルター）の監督、ブリーダーの認証・登録等は行政が実施している。 ・民間団体は、動物の保護、レスキュー、保護施設の運営、譲渡、動物愛護教育、啓発等を実施している。
	保護施設（シェルター）の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の犬猫殺処分数は、HSUS によれば直近（2012～2013 年）の推計で 270 万頭（殺処分率約 4 割）、英国の犬猫殺処分数（2012～2013 年）は、最大で 4 万 2 千頭（殺処分率 1 割程度）と推定される。 ・ドイツのティアハイムでは基本的に殺処分は行わないが、狩猟法に基づく駆除頭数が年間、猫 40 万頭、犬 6 万 5 千頭に達すると推定する動物保護団体もある。 ・シェルター運営の収入は、寄付、遺贈でほとんどを占めている。 ・シェルターから新たな飼主に譲渡する犬猫には、基本的にワクチン接種、マイクロチップ装着、不妊去勢手術が実施されている。 ・シェルター収容中の犬猫の繁殖制限は、基本的に不妊去勢手術により行われている。
	動物愛護教育の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護教育は、行政によって規定された制度を指針として、民間中心で実施されており、基本的に行政の関与はない。 ・民間団体により、インターネットでの教材の公表、動画（飼育方法、レスキューの仕方等）の配信が行われている。また、民間団体の職員と、ボランティアスタッフが学校を訪問し、動物愛護教育についての講義を行っている。 ・ドイツ動物保護連盟では、ティアハイムの状況や犬猫を飼う時にはティアハイムから引き取ることを推奨するキャンペーンを実施したり、テレビ(ドラマ)、ポスター、シール、パンフレット等を通じた啓発を実施している。
野良犬野良猫対策	登録制度・マイクロチップ装着の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、犬の登録を義務付けている自治体が多いが、猫は一部に留まる。 ・英国では、2016 年 4 月に新たに犬のマイクロチップ装着を義務付けたことで事実上登録が義務付けられたこととなっている（導入 40%程度）。一方で猫のマイクロチップ装着義務、登録制度はない。 ・ドイツでは、犬税を導入している自治体が多く、犬については、これが実質的な「登録制度」となっている。また、飼犬猫の迷子防止として民間団体であるドイツ動物保護連盟と TASSO による登録制度があり、登録するにはマイクロチップを装着する必要がある。
	不妊去勢手術の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行政による手術費用の助成制度は少ないが、不妊去勢手術を実施している場合は登録料が減額される他、民間団体は所得に応じて低価格または無料で不妊去勢手術を実施している。・米ロサンゼルス市では、野良犬や野良猫の数が増加していることを踏まえ、2008 年に新しい制度が導入され、4 カ月以上の全ての飼犬猫に不妊去勢手術の実施が義務付けられた（無料手術のクーポン券が配布される）。
	野良犬猫への TNR の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、TNR 対策をとり野良猫の殺処分を抑制する取組が一般的である。しかし、一部の行政では、野生動物の保護や疾病予防の観点から TNR に懐疑的などところもある。 ・英国では、野良猫の TNR が他国に先駆け取り入れられ、動物保護団体を中心に野良猫の不妊去勢手術を推進している。しかし、RSPCA は、TNR により野良猫の数がコントロールできるケースは、島のようにある程度の閉鎖性があり、コミュニティの住人が合意した上で、不妊去勢手術や餌やりもコントロールできた場合のみであると考えている。 ・ドイツ動物保護連盟では、野良猫の TNR の実証実験等を実施し、効果があることを証明し、TNR を奨励している。
	野良犬猫へのエサやり防止	<ul style="list-style-type: none"> ・米国では、一部の自治体で餌やりを禁止している。 ・ドイツでは、一定期間餌やりすれば飼主とみなし、去勢の実施、マイクロチップの装着を義務づけている自治体があり、当該自治体ではこの条例が実質、えさやり防止策となっている。また、ドイツでは、狩猟区域での餌やりを狩猟法で禁止している。

※1 全米人道協会（HSUS）：米国最大の動物保護団体。動物保護のチームを有し、市民からの通報を受けて虐待された動物を、州の警察と同様の法執行の権限を与えられ保護している。2012 年の収入は約 216 億円。

※2 王立動物虐待防止協会（RSPCA）：動物福祉を推進するために設立された英国の非営利団体。世界最大かつ最古の権威ある動物福祉団体である協会の影響力は大きく英国政府に対しても多大なる発言権を有し、国内のみならず他国の類似する運動のきっかけとなっている。2016 年の収入は約 271 億円。

※3 ドイツ動物保護連盟：1881 年にボンに設立された民間組織。全国の 16 州に動物保護協会と 550 以上のティアハイムと呼ばれるシェルターも含め、740 以上の動物保護協会を束ね、計 80 万人以上の会員を擁する欧州一大きな動物・自然保護団体。2015 年の収入は約 17 億円。

(2) 動物愛護管理に係るアンケート調査結果

調査目的	県内のペットショップ等，団体譲渡登録施設を対象にマイクロチップ装着，動物愛護の啓発等，譲渡対象犬猫の受入に対する考え方や取組について把握し，今後の県の動物愛護施策の基礎資料とする。
調査対象	第一種動物取扱業販売業者（ペットショップ，ブリーダー等）466者，第二種動物取扱業者譲渡業者，及び団体譲渡登録施設（動物愛護ボランティア，動物愛護団体）74者，合計540者
調査方法	郵送による調査票の配布・回収 回収率 ペットショップ等調査：40.6%， 団体譲渡登録施設調査：48.6%
調査期間	平成29年6月24日（土）～7月7日（金）

○ ペットショップ等調査の結果

- ・ ペットショップ等におけるマイクロチップ装着の意識は低く（必要34.8%），犬猫への装着率も低かった（16.8%）。
- ・ 装着が必要ないと考える理由として，マイクロチップを体に入れることへの健康的な不安があるとの回答が多かった（56.5%）ことから，誤解が生じないように安全面の啓発も実施していく必要がある。
- ・ ペットショップ等の犬猫のマイクロチップ装着率を上げるためには，義務化（30.4%）や経済的支援（41.1%），マイクロチップリーダーの普及（31.0%）策等を検討する必要がある。
- ・ ペットショップ等における終生飼養（87.6%），繁殖制限（46.6%），屋内飼養（38.2%）の新たな飼主への説明の実施率はある程度高かった。
- ・ 終生飼養，繁殖制限，屋内飼養の啓発に関して，飼主に対する必要性の説明（67.4%），動物愛護センターが行う飼い方教室の案内（35.4%），啓発チラシ配布（41.1%）等への協力についてはある程度賛同を得られた。
- ・ ペットショップ等への譲渡用犬猫の受入については，条件付ではあるが一定程度の賛同を得られた（13.1%）。

○ 団体譲渡登録施設調査の結果

- ・ 団体譲渡登録施設におけるマイクロチップ装着の意識は高かった（必要82.9%）が，犬猫への装着率は高くなかった（34.3%）。
- ・ 団体譲渡登録施設の犬猫のマイクロチップ装着率を上げるためには，義務化（61.8%）や経済的支援（82.4%），マイクロチップリーダーの普及（67.6%）策等を検討する必要がある。
- ・ 団体譲渡登録施設における終生飼養（78.8%），繁殖制限（72.7%），屋内飼養（81.8%）の新たな飼主への説明の実施率は高かった。
- ・ 終生飼養，繁殖制限，屋内飼養の啓発に関して，飼主に対する必要性の説明（90.6%），動物愛護センターが行う飼い方教室の案内（68.8%），啓発チラシ配布（81.3%）等への協力については賛同を得られた。

参 考 资 料

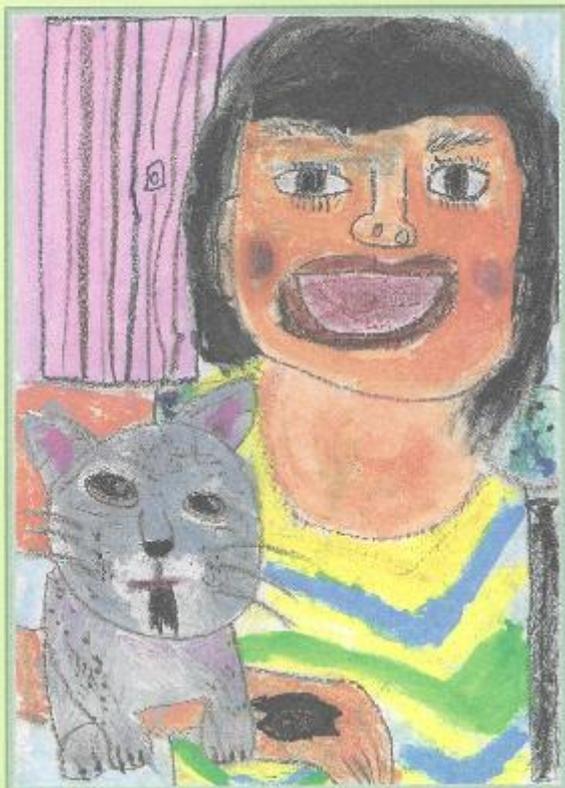
どうぶつ愛護のつどいについて

平成28年度 **どうぶつ愛護のつどい**

入場無料!

と き 平成28年 9月22日(木)祝 午前10時～午後3時

と ころ バンブージョイハイランド (竹原市高崎町1414)



竹原市長賞
竹原市立吉名小学校 3年 柴田 桃花

- 屋内行事(体育館)**
- 開会式※ 10:00~10:50
 - 熊面コンクール表彰式※
 - 絵画展 10:00~15:00
 - パネル展 10:00~15:00
 - 探偵した犬・猫の写真及び防災グッズなどの展示
 - 作ってみよう!動物パルーンアート 13:00~14:30

- 屋外行事(出会いの広場)**
- 神奈 11:20~12:00 / 12:40~13:20
 - どれが癒し?選もう? 動物ふれあい広場 11:00~11:20 / 14:10~14:30
 - やいとばた後は動物博士? 動物ものしりクイズラリー 10:00~14:30
 - 行列しごとも聞いてみよ! 犬のしつけ相談所 11:00~12:00 / 13:00~15:00
 - 警察犬・家庭犬検定演技※ 12:00~12:40 / 13:20~14:00
 - あななも一緒に!!ワンちゃんのしつけ教室※ ~引っ張り癖も見直そう~
 - ★(事前予約) 10:00~10:50
 - 我が家のワンコ なれでも自慢!!※
 - ★(事前予約) 14:00~15:00
 - 教えて獣医さん! 動物病院なれでも相談コーナー (広島獣医医師会豊田支部) 10:00~15:00
 - 動物病院の先生によるマイクチェック無料装置 (広島獣医医師会豊田支部)
 - ★(事前予約) 10:00~15:00
 - 現役トリマーによる犬のやさしいお手入れ教室 10:00~15:00
 - 迷子にさせないために! 迷子札作り ((公社)日本愛玩動物協会広島県支部) 10:00~15:00

★事前予約の必要な行事は参加条件があります。予約の際、電話でご確認ください。予約先→広島県動物愛護センター (0848 86 6511)



年費・アイスクリーム
試飲・試食コーナー
(数量限定)

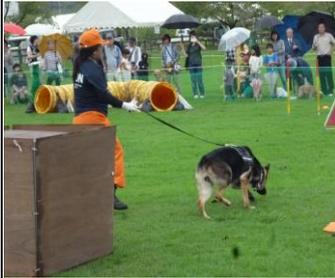
※事前確認あり
▲動物の健康状態、イベントの進行状況等により時間が多少前後することがあります。
▲神楽土壇では、神交をお楽しみください。

主催/広島県・竹原市・公益社団法人広島県獣医師会
問い合わせ先: 広島県動物愛護センター TEL. 0848 - 86 - 6511
竹原市まちづくり推進課 TEL. 0846 - 22 - 2279



行事内容

<p>絵画コンクール表彰式</p> 	<p>動物愛護と生命の尊重等の情操教育を推進することを目的に、「どうぶつとわたし」を題材にした絵画コンクールの入選者を表彰する。 市長賞，市議会議長賞，教育委員会教育長賞，日本獣医師会長賞，広島県獣医師会長賞 31名，広島県獣医師会支部長賞</p>		
<p>絵画展</p> 	<p>絵画コンクールの入選作品を展示する。</p>	<p>開催地独自行事</p> 	<p>平成 28年度竹原市独自事業は神楽。</p>
<p>パネル展及び災害グッズの展示</p> 	<p>「犬に咬まれないようにするには」などのパネルや災害グッズを展示し，動物愛護の普及・啓発を行う（動物愛護センター，公益社団法人日本愛玩動物協会など）。</p>	<p>動物ふれあい広場（心音聴診舎）</p> 	<p>命の温もりを感じてもらうため，動物愛護センターの犬とふれあってもらうとともに，ふれあい後の手洗い指導により動物由来感染症の防止を指導する。</p>
<p>犬のしつけ方教室</p> 	<p>犬を飼う際のしつけの大切さを知ってもらうため，動物愛護センターの職員が犬の基本的なしつけについて実演を交えて説明する。</p>	<p>犬のしつけ相談</p> 	<p>動物愛護センターの職員が犬のしつけ方などについて飼い主等からの相談に応じる。</p>
<p>動物ものしりクイズラリー</p> 	<p>動物についてのクイズをスタンプラリー形式で行い，動物の特徴や習性を理解してもらう。</p>	<p>動物なんでも相談</p> 	<p>広島県獣医師会支部の開業獣医師が動物の病気などについて飼い主等からの相談に応じる。 また，マイクロチップを無料で装着する。</p>

<p>警察犬・家庭犬模範演技</p> 	<p>愛犬・警察犬訓練所の訓練士による警察犬の模範演技や家庭犬の障害物競走を通じ、犬が訓練可能な動物であることを周知する。（手話通訳あり）</p>	<p>犬のお手入れ教室</p> 	<p>犬の健康管理のため、現役トリマーが犬の基本的な手入れについて、実演を交えて説明する。</p>
<p>牛乳試飲コーナー</p> 	<p>牛乳の試飲を実施する。</p>	<p>我が家の犬何でも自慢</p> 	<p>適正飼養している犬のここが自慢といえるポイントを飼い主に披露してもらい、参加者・見学者全員が犬との生活は楽しいと感じてもらおう。</p>
<p>動物バルーンアート</p> 	<p>動物のバルーンアート作成に携わってもらい、年少者でも動物に関心をもてるよう説明する。</p>		

動物愛護教室について

○「命」を考える動物愛護教室

目的：動物愛護と適正な飼養について正しい理解と関心を持ってもらい、命の尊さやすべての命に対する慈しみの心を育むことを目的としています。

内容：講話（人と犬・猫との関わり，犬・猫の収容と処分の実態，人と犬の心音聴取，犬の適正飼養，人と動物の共通感染症について），犬のしつけデモンストレーション，犬とのふれあい体験

対象：広島県内（広島市，呉市，福山市を除く）の小学校（中学年以上），中学校，高等学校等
＜大学での実施の様子＞



＜中学校での実施の様子＞



＜小学校（高学年）での実施の様子＞



○動物愛護教室

目的：動物との「ふれあいの場」を設け、子供達が動物とのふれあいを通じ命の尊さや慈しみの心を育み、また、動物を正しく理解し、接し方を学ぶ

内容：講話（犬に咬まれないために、人と動物の心音ききくらべ、動物とのふれあい方）、動物映画の上映、動物とのふれあい、手洗い

対象：広島県内（広島市、呉市、福山市を除く）の保育所、幼稚園、小学校（低学年）等

<実施の様子>



譲渡講習会について

犬の譲渡の御案内

広島県動物愛護センターでは、譲渡講習会を受講された方で終生愛情と責任を持って飼育していただける方を対象に犬の譲渡を行っています。

○譲渡講習会開催日程

毎週水曜日（祝祭日を除く）

受付時間（ビデオ上映）	10:00～10:30
講習時間	10:30～11:45

毎月第3日曜日（「どうぶつ愛護のつどい」を開催する月を除く）

午前	受付時間（ビデオ上映）	10:00～10:30
	講習時間	10:30～11:45

午後	受付時間（ビデオ上映）	13:15～13:45
	講習時間	13:45～15:00

※ 講習会終了後、希望する犬がいれば、譲渡申請及び愛護誓約書を提出いただいた後、譲渡します。

当日希望する犬がない場合

講習会終了後、譲渡講習会受講済証を交付しますので、後日、受講された本人が譲渡講習会受講済証と印鑑を持って来所してください。（講習会受講済証は1年間有効です。）

○持参するもの

筆記用具・印鑑（認め印）・連れて帰る容器等（キャリーケース、首輪、リード等）

○対象者

原則、現在犬を飼われていない方。

○その他

おいでになる際は、事前に講習会の有無を御確認ください。

なお、第3日曜日当日は電話での確認はできませんので御了承ください。

講習開始時刻(午前の部10:30・午後の部13:45)を過ぎますと、受講できませんので御注意ください。

広島県動物愛護センター

〒729-0413 広島県三原市本郷町南方8915-2
TEL (0848) 86-6511
FAX (0848) 86-3720

猫の譲渡の御案内

広島県動物愛護センターでは、譲渡講習会を受講された方で終生愛情と責任を持って飼育していただける方を対象に猫の譲渡を行っています。

○譲渡講習会開催日程

毎週月曜～金曜日（祝祭日を除く）

受付時間 13:15～13:30

講習時間 13:30～14:30

毎月第3日曜日（「どうぶつ愛護のつどい」を開催する月を除く）

午前 受付時間 10:00～10:30

講習時間 10:30～11:30

午後 受付時間 13:15～13:45

講習時間 13:45～14:45

※ 講習会終了後、希望する猫がいれば、譲渡申請及び愛護誓約書を提出いただいた後、譲渡します。

当日希望する猫がない場合

講習会終了後、譲渡講習会受講済証を交付しますので、後日、受講された本人が譲渡講習会受講済証と印鑑を持って来所してください。（講習会受講済証は1年間有効です。）

○持参するもの

筆記用具・印鑑（認め印）・連れて帰る容器等（キャリー、首輪、リード等）

○対象者

原則、現在猫を飼われていない方。

○その他

おいでになる際は、事前に講習会の有無を御確認ください。

なお、第3日曜日当日は電話での確認はできませんので御了承ください。

講習開始時刻を過ぎますと、受講できませんので御注意ください。

広島県動物愛護センター

〒729-0413 広島県三原市本郷町南方8915-2

TEL (0848) 86-6511

FAX (0848) 86-3720

野良犬の捕獲について

野良犬の捕獲

1 動物愛護センターによる捕獲

方法: 針金, 吹矢等

課題: 場所や犬に制限有

※すぐ裏に山がある, 交通量が多い
人を見たらすぐ逃げる など

2 生息地域への保護機の設置

方法: 保護機, 大型サークル

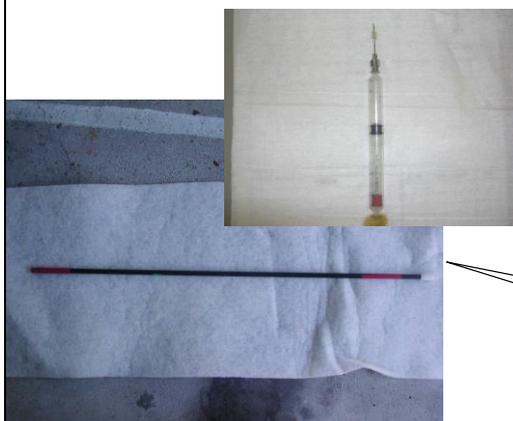
課題: 地域の協力が不可欠

1



保護機

大型サークル



吹き矢

2

地域猫活動の推進について

はじめてみませんか？地域猫活動を！

「**地域猫活動**」とは、地域住民が主体となって、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、エサのやり方やふんの始末などに関するルールを定めて、地域で野良猫を適切に管理していくことにより、**野良猫によるトラブルを減らすとともに、不幸な野良猫の数も減らして**、住みよい地域にしていく活動です。

「**地域猫活動**」は、国もガイドラインをつくるなどして推進しており、全国的に、人と野良猫が共生していくために有効な方法と考えられています。

主体：地域住民

協力：動物愛護ボランティア
行政、動物病院 など

- ① 適切なエサやり（場所と時間を決めて実施）をする。
- ② エサ場の清掃・管理をする。
- ③ トイレを設置し、ふん尿の始末と管理、周辺の清掃を行う。
- ④ **不妊去勢手術**をする。（手術後目印をします）
- ⑤ 地域で協力し、①～③を継続して実施していく。

※無料でを行う制度あり



『地域猫活動』の効果

- ① エサ場やトイレの管理、周辺の清掃を行うことにより、ふん尿の被害が改善されるとともに、環境美化が進みます。
- ② 適切にエサを与えるため野良猫がゴミをあさることが少なくなります。
- ③ 猫はエリアを守るため、他の地域からの猫の侵入を防ぎます。
- ④ 不妊去勢手術をするので、新たに子猫が生まれません。
- ⑤ 手術済みの猫は発情の鳴き声やケンカも少なくなり、おしっこのにおいも少なくなります。
- ⑥ 地域住民同士のコミュニケーションが活性化します。

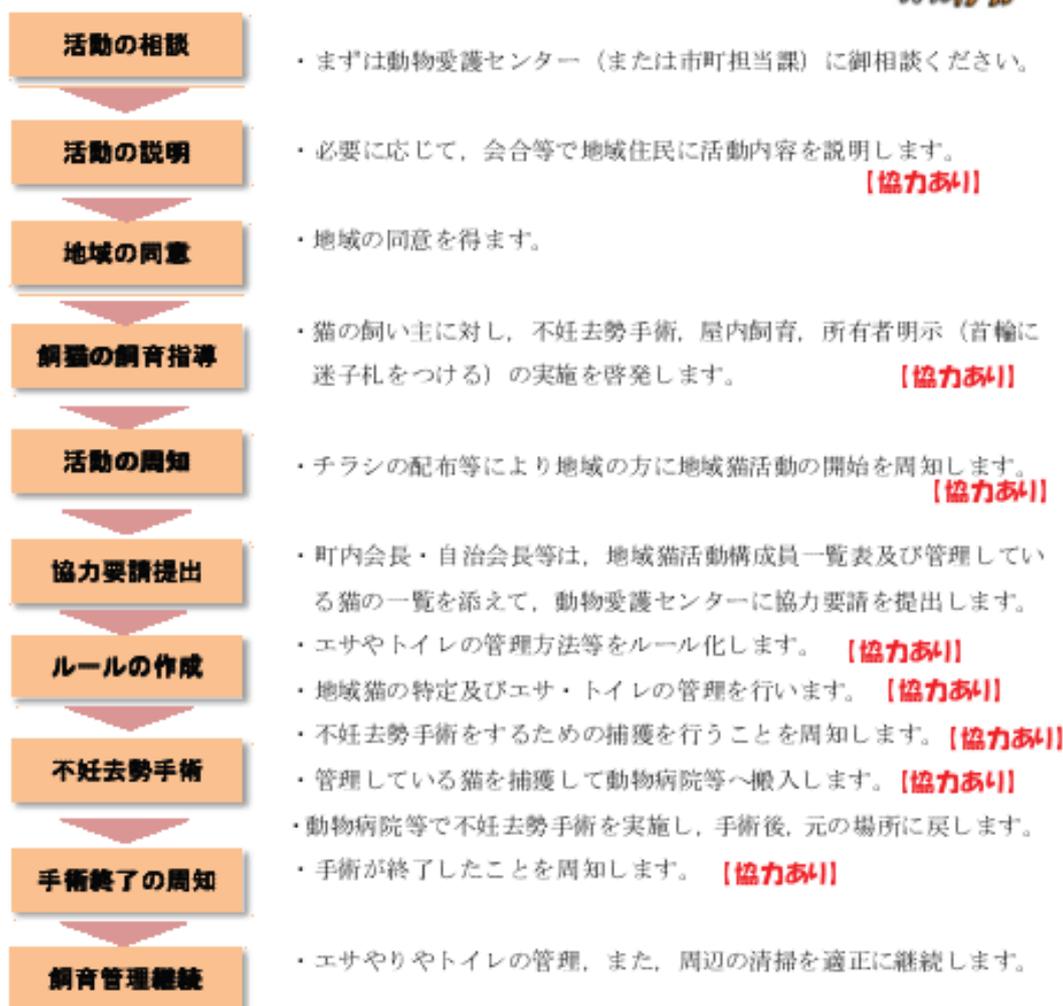


【問い合わせ先】

広島県動物愛護センター（〒729-0413 三原市本郷町南方 8915-2）
☎ 0848-86-6511



【具体的な進め方】



【動物愛護センターが行うことが可能な協力の内容】

■地域猫活動に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会長・自治会長に対し地域猫活動に関する説明を行います。 ・会合等へ出席し、地域猫活動に関する説明の補助を行います。
■ルールに基づく活動実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動を円滑に実施するための活動のルール作りに協力します。 ・地域猫活動実施地区の現地調査を行い、地域猫の特定やエサやトイレの管理に関して必要な助言を行います。
■不妊去勢手術の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊去勢手術を行うために、猫の捕獲等についての助言等を行います。 ・町内会や自治会で、地域猫として管理する猫については、動物病院などで無料で不妊去勢手術を行います（年間頭数に制限あり）。
■地域猫活動に関する資料提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫活動を周知するための回覧用チラシ等、動物愛護センターが作成した資料を提供します。

野良犬・野良猫対策事業補助金交付制度について

- 県は、地域住民とともに地域に生息する野良犬・野良猫を減らすための対策に取り組む市町に対し、年度毎に、予算（平成 29 年度 4,000 千円）の範囲内において補助金を交付する。
- 補助金交付の対象となる事業、経費、補助率及び補助限度額は、次表のとおり。

【平成 29 年度】

補助対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
野良犬・野良猫対策に関する普及啓発事業	野良犬・野良猫対策に関する広報・啓発，地域住民及び飼い主を対象とした適正飼養講習会開催等に要する経費	10/10	総額で1市町あたり200千円以内とする。
野良犬対策協議会事業	地域に生息する野良犬を減らすために設立した協議会において，保護道具（保護機・大型サークル等）の購入，保護に使用する餌の購入，保護した犬の譲渡等に要する経費	10/10	
野良猫対策協議会事業	地域に生息する野良猫を減らすために設立した協議会において，地区内の地域猫活動対象猫の不妊去勢手術，地域猫の管理等に要する経費	10/10	
猫の忌避対策道具の貸出し事業	住民に貸し出すための猫の忌避対策道具の購入に要する経費	10/10	
その他知事が適切と認めた事業	知事が適切と認める経費	10/10	

補助対象：市町（広島市，呉市及び福山市を除く。）

補助期間：単年度

申請期限：9月30日

犬・猫の引取りについて

<広島県動物愛護センターHP掲載内容>

引取りの事前相談について

犬・猫の引取りを希望される方は、飼い犬・飼い猫の場合も所有者不明の犬猫（野良犬・野良猫や迷い犬・猫）の場合も、引取り理由などを確認させていただきますので、**必ず、事前に相談をしてください。**事前の相談なしで犬・猫を持参された場合は、引取りができない場合があります。

飼い犬・飼い猫の場合

飼い主さんには、引取り理由を詳細に聞かせていただきます。**終生飼養の原則に反する理由の場合は、引取りはできません。**引取りができるのは、真にやむを得ない事情である場合に限りです。

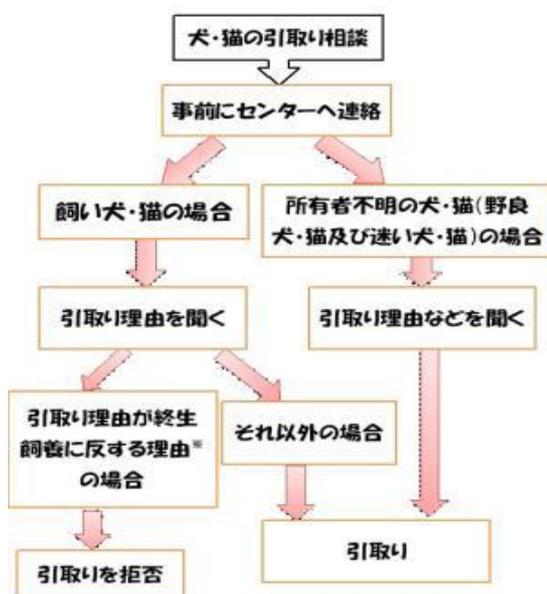
所有者不明の犬・猫（野良犬・野良猫や迷い犬・猫）の場合

所有者不明の犬・猫を保護された方には、保護した経緯や事情を聞かせていただきます。野良犬の棲家や無責任にエサを与える者等の情報を収集し、野良犬・野良猫対策に役立てていきます。
※動物の遺棄は犯罪です！犬や猫に限らず動物は絶対に捨てないでください。捨てられた動物は、事故にあうなど苦しみながら悲惨な末期を迎えます。小さくても生命があります。

■ 終生飼養の原則に反する理由

- (1) 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- (2) 繰り返し引取りを求められた場合
- (3) 子犬や子猫の引取りをを求める場合であって、自治体からの繁殖制限措置を講じる旨の指導に応じない場合
- (4) 犬猫の高齢化・病気等を理由に引取りを求められた場合
- (5) 当該犬猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求める場合
- (6) 引取りを求めるに当たって、あらかじめ新たな飼い主を探す取組をしていない場合
- (7) その他条例、規則等で定める場合

犬・猫の引取りの流れ



■ 飼い犬・飼い猫の引取りには次のとおり手数料が必要です。

【動物愛護センターに持参される場合】

- ・成犬・成猫（生後91日以上） 1頭につき2,000円
- ・子犬・子猫（生後91日未満） 1頭につき400円

【自宅などへ直接引取りに出向く場合】

- ・上記に加え、別途料金1頭につき3,610円が必要です。

譲渡犬猫・迷い犬猫のHPへの写真掲載

○一覧

譲渡ご希望の方は、事前に飼育講習会(毎週水曜日及び10月を除く第3日曜日)を受講していただきます。

また、管外(広島市、呉市、福山市及び広島県外)の方にも広く無償で譲渡しています。

まずはこちらのページをご覧ください。→[犬・猫の譲渡](#)

管理番号	写真	収容場所	動物種別	種類	性別
2017-08-001i		広島県動物愛護センター	犬	ミックス	雌
2017-08-002i		広島県動物愛護センター	犬	ミックス	雄
2017-08-003i		広島県動物愛護センター	犬	ミックス	雄
2017-08-004i		新しい飼い主さんに譲渡されました	犬	ミックス	雄

○個別情報



管理番号	2017-08-001i		
収容場所	広島県動物愛護センター		
動物種別	犬	大きさ	小
種類	ミックス		
性別	雌		
年齢	約2ヶ月(84現在)		
毛色	茶	毛の長さ	普通
性格	5頭兄弟のなかで唯一の女の子です。 「おすわり」がとっても上手ですよ♪		
首輪	不妊・去勢措置		無
備考	最期まで責任と愛情を持って飼ってくださる方、お待ちしております。		